



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 23 日 (金)
第 8 5 2 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (627) (くらしの安心推進課) 2
	国土調査の成果の認証 (628) (農地・水保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (629) (森林づくり推進課) 3
	県道の区域の変更 (630) (道路企画課) 4
	県道の供用の開始 (631) (〃) 4
	河川法による工作物及び船舶の撤去 (632) (鳥取県土整備事務所) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) 6

告 示

鳥取県告示第627号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡大山町	平成25年10月3日（木）	午後1時から 午後3時まで	西伯郡大山町下甲1120 大山町中山農村環境改善センター
〃	平成25年10月7日（月）	〃	西伯郡大山町御来屋263-1 大山町名和公民館
〃	平成25年10月11日（金）	〃	西伯郡大山町末長269-1 大山町大山公民館
西伯郡日吉津村	平成25年10月16日（水）	〃	西伯郡日吉津村大字日吉津965-1 日吉津村中央公民館
西伯郡伯耆町	平成25年10月18日（金）	午前10時から 正午まで	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町農村環境改善センター
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	西伯郡伯耆町溝口647 伯耆町役場溝口分庁舎
西伯郡南部町	平成25年10月22日（火）	午前10時から 正午まで	西伯郡南部町天萬558 南部町役場天萬庁舎
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	西伯郡南部町法勝寺167-2 プラザ西伯

鳥取県告示第628号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡伯耆町	平成21年度から 平成24年度まで	伯耆町（字代の一部）の 地籍図及び地籍簿	伯耆町字代の一部	平成25年8月23日
東伯郡三朝町	平成18年度から 平成24年度まで	三朝町（大字大瀬の一部 605）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字大瀬の一部	〃
東伯郡三朝町	平成20年度から 平成24年度まで	三朝町（大字大瀬の一部 801）の地籍図及び地籍簿	三朝町大字大瀬の一部	〃

日野郡江府町	平成18年度から 平成23年度まで	江府町（大字武庫の一部 〔20103140301〕）の地籍 図及び地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃
--------	----------------------	--	------------	---

鳥取県告示第629号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 8 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字小高下1の1、1の2、7の1、7の2、11の1、字下モ山19の1、19の2、字曲リ谷尻21、22の1、23の2、字内井谷尻68、69の1、69の3、69の4、70から74まで、字竹ノ下タ162の1、162の3、163の1、164、165、字下モノ谷216、217、219、230、231、字小丸山232、234の1、234の3、235の1、235の3、236から238まで、240の1、240の3、字蛇出ノ上エ246、字広瀬247の1、字代ノ上292の1、293、字若宮森ノ上ミ396、字家ノ空397、398、399の1、400、401、401の1、字カウゲダ480の1、480の3、480の5、481の2、字小屋床482、字家柄483の1、字仲畑487、字カリヤ場515、516、字鉦屋敷535の1、字大平ノ上536の1、537、539、字箕ヶ手尻568、字動動797の1、798、字橋ヶ谷尻田上799の1、800の1、字橋ヶ谷下タ822から827まで、字橋ヶ谷奥828、829、字大井吞西畑830の8、830の9、830の13、831の2、字橋ヶ谷836、字履掛谷左リ848、字履掛谷877、883、884、字履掛谷右885、字大明神888から890まで、字堤925の1、字家ノ向928の1、字メクラ神968、969、字井ノ奥970の1、970の2、字大西1000、字井ノ奥中山1002の1、1003から1006まで、字新山1007、字新山奥1029から1031まで、1033、1034、字新山尻1035、1038の1、字将監畑1045の1、1045の2、字畑谷1061の1、1067、字鉦床1075、字仲ノ谷1096から1099まで、字荒神ノ上へ1179の1、1180の1、1180の2、1180の8、字釜ヶ谷1214の1、1214の2、1214の4、字相谷1244、字オノ神ノ向1262、1263の1、三土字丸谷632の1、633の3、634の3から634の5まで、津地字大谷山978の2、字アナイゴ985の1、字峠谷西平1028の1から1028の8まで、1029の1から1029の3まで、1029の13から1029の22まで、1029の28、1029の36から1029の93まで、1030の1、1030の2、1030の5から1030の9まで、字峠谷東平1032の1、1032の2、1033の1から1033の13まで、1033の15、1033の17、1034の1、1034の2、1034の18から1034の47まで、1034の49、1034の50、字奥メウガ谷1036の1、1036の4から1036の6まで、1037の1、1037の6から1037の49まで、1038の1から1038の7まで、1039の1、字ノミカ谷1051の1から1051の6まで、字滝ノ谷ノ上エ1056の1から1056の11まで、字上ノ谷1102の1、1102の2、1102の5から1102の23まで、安原字大滝176の1、中菅字滝山東平ラ464の2、464の29、464の30・字滝山西平ラ537の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字市ノ原奥572、573、575の1・字中山579の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、三谷字ヲフビ266の1、字天狗267、字小谷293、字ワル谷294の1から294の3まで、字桐ヶ塔295の1、295の2、字樋ヶ塔296、貝原字平谷560、字スズミ谷大野561、金持字寸ヶ平7、19の1、19の2、20の1、20の2、21、22、字屋根塔33、34の1、34の2、35の1、35の2、字妙見谷56、65、69から72まで、字妙見谷尻83、字西ヶ市188の1、189から192まで、字影ノ向200、202の1、203、字梨子ノ木畑215、217、218、227から230まで、字湯谷上ミ平231、238、239、241から243まで、字細入250、273から275まで、字道ノ上297、300の1、304の1、304の2、字家ノ上エ371から376まで、1881の1、1881の2、1882、1883の1、1883の3、1884から1886まで、字滝ノ根399、400、字田ノ上419から421まで、423、字小谷425から427まで、字栗ノ木461から465まで、字上ノ山651から660まで、字家ノ前664から667まで、字下モ土居谷693から699まで、701から707まで、708の1、708の2、字上ミ土居谷709の1から709の4まで、710の2、713、715、716、719、字タカウメ783から787まで、字平ル畑右912の71、字ソラメ1061の2、1061の3、1063、字池ノ元屋敷廻り1163、1164の1、1164の3、1177、字水ノ元1180から

1182まで、1188、1189の1から1189の3まで、1190の1から1190の3まで、1191の1、1191の2、1192の1、1192の2、1219、1220の1、字長樋1225、1226、字段1288の1、1289、字段谷1290から1297まで、字裏細1307の1、1307の3、1307の4、1308の1から1308の3まで、1309、1310、1312、1313、1319、字上ミ滝谷1320から1323まで、1324の1、1324の3、1325、1326、1327の1、1329、字ニタ又1330、1331の1、1331の2、1332、1341、1344から1349まで、字教路塚1350から1353まで、1356から1359まで、1360の1、1361の1、字渡瀬上り1371の1、1372、字広瀬1380、1380の1、1381の2、1382、1383、字下モ滝谷1384、1386から1391まで、字地藏谷1392、1393の1、字林ヶ代1400、1401、1401の1、1403から1406まで、字下モ地藏谷1425、1432、1432の1、字古川1520の2、1522、1523、字柿ノ木平ラ1524、1529、1530、1532、字三井平1533から1536まで、字長畑1539から1541まで、1542の1、1542の2、1543から1547まで、1550、字籠谷1551から1554まで、字高目1570の1、1571から1573まで、字小原1577の1、1578、1579の2、1580の1、1580の2、字ニノ渡瀬1622の1、字河原田ノ上エ1624の1、字障子滝1633から1636まで、1637の1、字カケ横路1638の1、字フロノ崎1836から1838まで、字フロノソネ1839、1841、1844、1844の1、1845から1847まで、字中ノ塚1848から1852まで、字手前ノ塚1853から1862まで、1866、字中ノソネ1868、1870、1871、字後谷奥1872の3、1872の5から1872の11まで、1872の13、1872の15、1874の5、1874の6、1875の3、字家ノ空1876から1880まで、字家ノ向1887、1888の1、1889、1890、字大塚1896、1897、字牛房塚1898、1899、1901、1903、1905から1908まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年8月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伏野覚寺線	変更前	鳥取市湖山町北二丁目107-1地先から同市湖山町北二丁目101地先まで	13.9~27.8	36.0
	変更後	鳥取市湖山町北二丁目101地先から同地先まで	16.8~74.0	36.0

鳥取県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年8月23日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
伏野覚寺線	鳥取市湖山町北二丁目101地先から同地先まで	平成25年8月23日

鳥取県告示第632号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物並びに同法第24条の規定に違反して許可なく河川区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月23日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

- 1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、平成25年9月23日までに当該工作物を二級河川蒲生川水系蒲生川の河川区域内から撤去すること。

工作物	所 在 地（次の図に示すとおりとする。）
杭	岩美郡岩美町大字岩本305
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本304－3
階段	岩美郡岩美町大字岩本301
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本298
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本295－2及び298
杭	岩美郡岩美町大字岩本295－2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本293－2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本289－3
杭	岩美郡岩美町大字岩本282－2先
杭	岩美郡岩美町大字岩本281－2先
杭	岩美郡岩美町大字岩本281－2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本281－2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本280－2
杭	岩美郡岩美町大字岩本279－2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本277及び279－2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本378－52先
杭	岩美郡岩美町大字岩本603－3先
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本641－1
杭	岩美郡岩美町大字岩本641－1
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本641－1

- 2 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権利を取得した者は、平成25年9月23日までに当該船舶を二級河川蒲生川水系蒲生川の河川区域内から撤去すること。

船舶番号	船名	所在地（次の図に示すとおりとする。）
272-10706	不明	岩美郡岩美町大字岩本287-2

- 3 1の工作物又は2の船舶が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県鳥取県土整備事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川課及び鳥取県鳥取県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年8月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

救急医療作業車 1台

- (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成26年3月24日（月）

- (4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取県鳥取空港管理事務所

- (5) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年9月5日（木）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

- (3) 平成25年8月23日(金)から同年10月2日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成25年8月23日(金)から同年10月2日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類又は競争入札参加資格審査の申請書類の提出先又は問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

<電子メールb_denshichoutatsu@pref.tottori.jp>

- (2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒680-0947 鳥取市湖山町西四丁目110-5

鳥取県鳥取空港管理事務所

電話 0857-28-1150

- (3) 入札説明書の交付方法

平成25年8月23日(金)から同年10月2日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年8月23日(金)から同年10月2日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年8月23日(金)午前11時から同年10月2日(水)正午(午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。)まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同年10月1日(火)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成25年10月2日(水)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札

ア 電子入札については、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成25年9月5日(木)午後5時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。)第17条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport emergency medical equipment transportation car
- (2) September 5, 2013 5 : 00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 2, 2013 Noon : Time-limit for submission of tenders
October 1, 2013 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Contract and Supplies Office Tottori Prefecture Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7433